

# 美郷町奨学金返還助成制度

次世代を担う人材の育成及び確保を図るため、奨学金の返還を助成します。

## 1 対象要件

次の(1)から(4)までの全ての要件に該当する方が対象です。

- (1) 対象となる奨学金の貸与を受け、返還中・返還予定であること。  
日本学生支援機構奨学金・秋田県育英会奨学金・美郷町奨学資金 など
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当する方であること。
  - ① 令和2年度以降に高校・大学等を卒業または退学した方で、令和3年4月1日以降に就職した方
  - ② 令和元年度に県内の高校・大学等を卒業または退学した方で、令和3年4月1日以降に初めて就職した方
  - ③ 令和元年度以前に高校・大学等を卒業または退学した方にあつては、令和2年4月1日以降に美郷町内に転入し、就職した方。ただし、転入時点で通算1年以上美郷町外に居住実績を有する方または秋田県のAターン希望登録者である方に限ります。  
※ いずれの場合でも、農林水産業等の自営業に従事している方を含みます。
- (3) 美郷町内に定住する意思をもって住所を有する方であること。  
※ ただし、県内に本社機能を有する企業等に雇用され、町外に住所を有する方のうち、一時的な配属(町外事業所等)のため、町内からの通勤が極めて困難と認められるときは、町内に住所があるものとみなします。
- (4) 美郷町税に滞納がないこと。

## 2 対象外の方

- (1) 国家公務員・地方公務員として雇用されている方(会計年度任用職員を含む。)
- (2) 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に雇用されている方(会計年度任用職員を含む。)
- (3) 秋田県奨学金返還助成制度の未来創生分の認定を受けた方  
※ 県の助成修了後、町の助成を受けられる場合があります。

## 3 助成内容

- (1) 助成額 : 1年間の返還実績額 × 1/3 (限度額6万4,000円/年)
- (2) 助成期間 : 最長で5年間

**注  
意**

- 1 助成金は、奨学金の1年間の返還額と住所・就労の状況を確認後に交付します。助成を受けるには、返還は計画どおりに行っていただく必要があります。奨学金の返還が猶予・免除されるものではありません。
- 2 入学一時金は、助成対象外です。また、2つ以上の奨学金の貸与を受けている場合は、いずれか1つを選択してください。
- 3 約定利息は助成対象ですが、遅延利息や延滞金等は助成対象外です。